

市道駅南1号線における  
歩行者利便増進道路(通称:「ほこみち」)制度活用に関する  
サウンディング型市場調査実施要領

令和3年11月

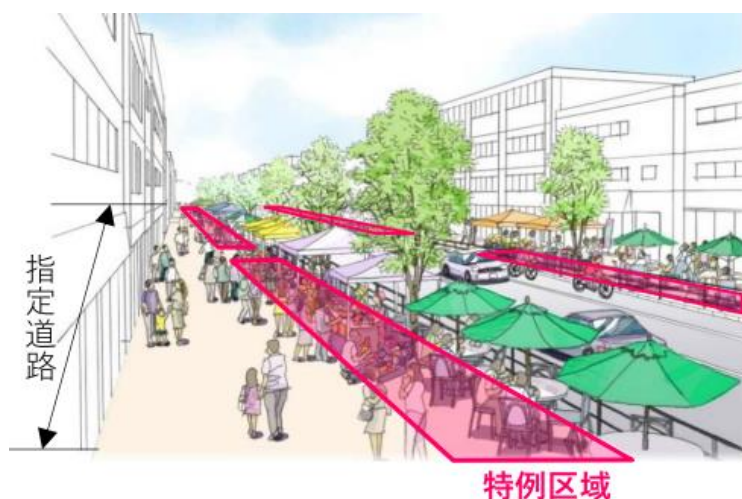
蒲郡市 建設部  
東港地区開発推進室

## 1 調査の目的

本市では、市の中心地域である「蒲郡駅周辺市街地エリア」、穏やかな三河湾に面した「海辺のみなとエリア」、観光地の「竹島周辺エリア」これら3つのエリアを合わせた「東港地区」を対象に「竹島が浮かぶ三河湾に抱かれた、誰もが過ごしたくなる 居心地の良い まち」を将来像として、令和3年8月27日にまちづくりの方向性等を示す「蒲郡市東港地区まちづくりビジョン（以下、「まちづくりビジョン」という。）」を策定しました。

このまちづくりビジョンに基づいて、市民や民間事業者との対話を通じて、市民等が中心となって公共空間を活用した日常的なまちの賑わいや活力を作り上げていく「公民連携のまちづくり」、公共空間や公的不動産を活用して民間活力の導入による賑わいや居心地が良いと感じる場の創出等を目的とした「官民対話による事業推進」に取り組みます。その一つとして、歩行者利便増進道路制度の活用を検討します。

歩行者利便増進道路とは、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として創設されたもので、道路管理者が特例区域（歩行者利便増進誘導区域）を指定することで、占用許可が緩和されて、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となり、例えば、カフェやベンチの設置などができます。



市は、まちづくりビジョンで設定している各エリアを結ぶ主要回遊動線に位置する市道駅南1号線は、広い幅員を有する歩道であるため、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用が期待できるのではと考えています。

このため、この制度活用の検討をするにあたり、様々な可能性を調査・把握するため、民間事業者様との“対話”の場を持ち、皆様のアイデアや意見等を伺うことを目的とした調査を行います。

## 2 対象地・施設の概要

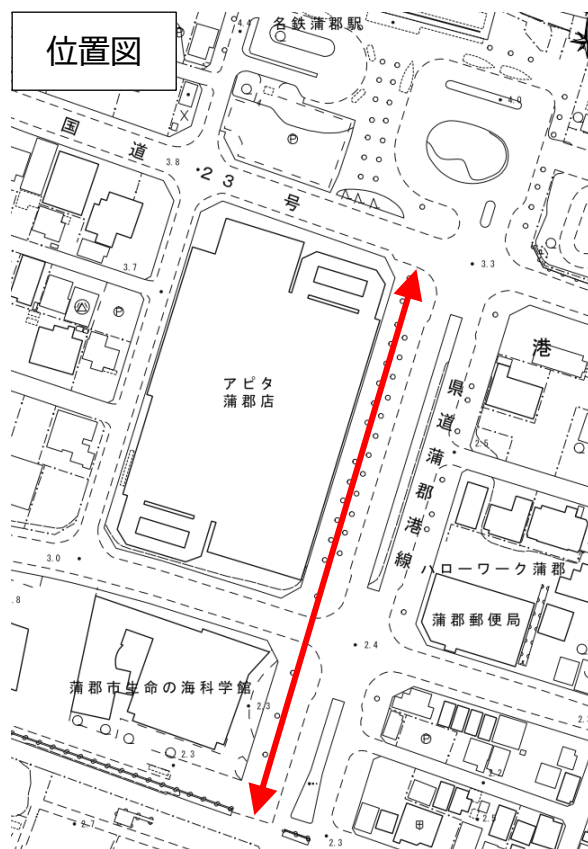
場 所 蒲郡市港町地内

路線名 市道駅南1号線（県道蒲郡港線の西側沿いの歩道）

※アピタ蒲郡店様東沿いの歩道

延 長 309m

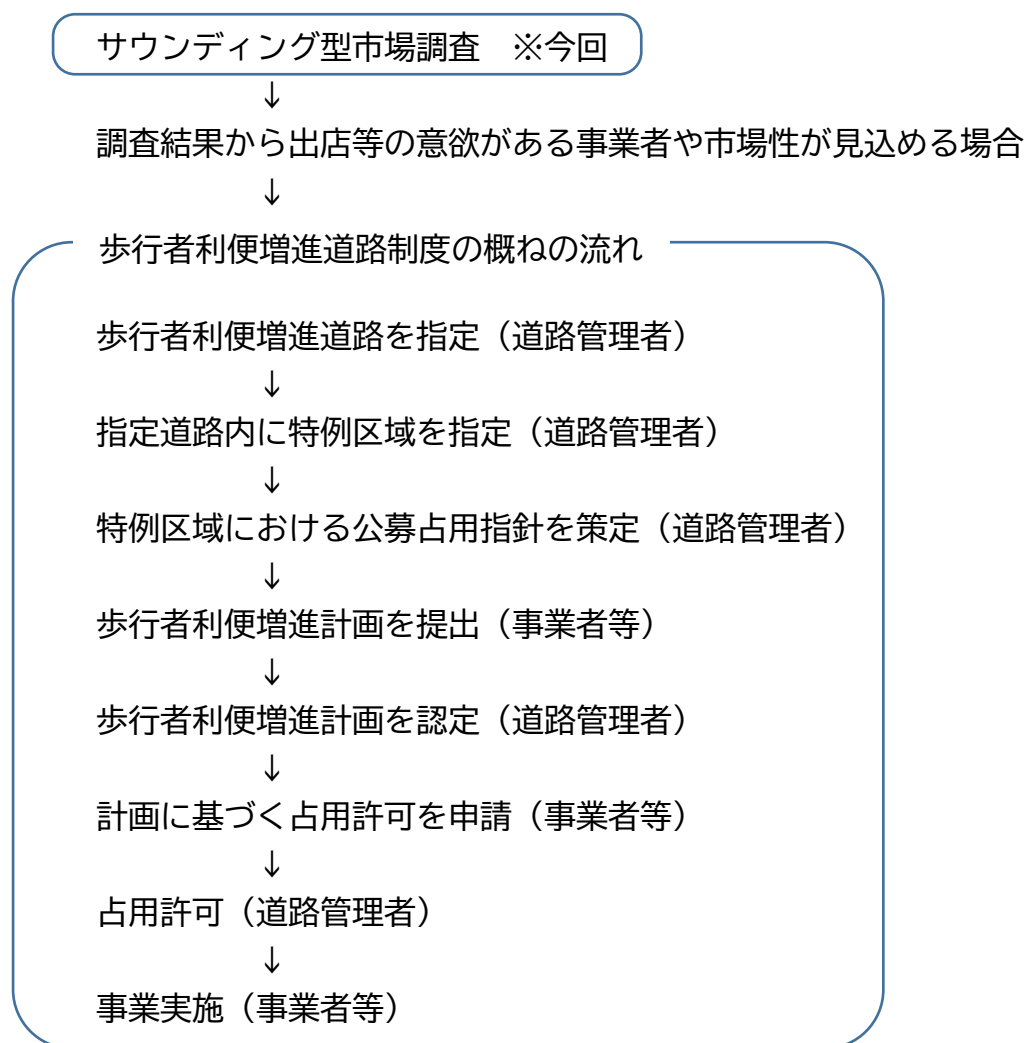
幅 員 17.5m（せせらぎ等平面以外の部分を含む。）



現況写真



### 3 歩行者利便増進道路制度の活用に向けた進め方の想定(概要)



なお、今回の調査は、歩行者利便増進道路制度を活用する手続きの中では必要ありませんが、制度活用検討のために事前に民間事業者との対話の場を設けて市場性の把握や公募占用指針を検討する際の参考とするため実施するものです。

### 4 サウンディング調査のスケジュール

実施要領の公表	令和3年11月15日（月）
サウンディング調査参加申込期間	令和3年11月15日（月） ～12月28日（火）
サウンディング調査実施日時等連絡	申込から順次1月14日（金）まで
サウンディング調査の実施	令和4年1月18日（火）～28日（金）
実施結果の公表	令和4年2月末までに公表

## 5 サウンディング調査の対象者

事業の実施主体となり得る事業者（企業、個人事業者等）

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 参加申し込み時点で、蒲都市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 12 月 1 日施行）第 3 条又は第 4 条又は蒲都市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 3 条又は第 4 条により指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は蒲都市暴力団排除条例（平成 23 年蒲都市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団に該当する者
- (5) 国税、市税を滞納している者

## 6 主な対話内容

- 占用したい施設
- 占用したい場所
- 占用を開始したい時期
- 占用したい期間

## 7 サウンディング調査の参加申込

- (1) 申込受付期間  
令和 3 年 11 月 15 日（月）から 12 月 28 日（火）まで
- (2) 申込方法  
下記の電子申請システムにより申請してください。

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-gamagori-aichi-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=38207](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-gamagori-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=38207)

- (3) 本市から申込者へのサウンディング調査実施日の連絡  
お申し込みから順次 1 月 14 日（金）までに、申込担当者あてに、実施日時及び場所を Eメールにて連絡します。希望に添えない場合もありますので、予め御了承ください。
- (4) 現地見学について  
現地見学を希望の場合は、個別で対応しますので、希望の旨を申込時にご記入いただくか、東港地区開発推進室に直接お問い合わせください。

電子申請 QR コード



## 8 サウンディング調査の実施日時

- (1) 実施期間  
令和4年1月18日（火）から1月28日（金）まで  
午前9時から午後5時まで
- (2) 所要時間  
1事業者あたり30分から1時間程度
- (3) 場所  
蒲都市役所 会議室
- (4) サウンディング調査結果の公表  
令和4年2月末を目途に、サウンディング調査の実施結果概要の発表する予定です。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者への内容の確認を行います。

## 9 留意事項

- (1) 参加事業者の取り扱い  
サウンディング調査への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- (2) 費用負担  
サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 追加対話への協力  
本サウンディング調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。

## 10 問合せ先

担 当：蒲都市役所 建設部 東港地区開発推進室  
所在地：〒443-8601 蒲都市旭町17番1号  
電 話：0533-66-1281  
e-mail：higashikou@city.gamagori.lg.jp